

議案第67号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について

資料2 消防職員が死亡した場合と、消防団員が死亡した場合における項目別支給金額について

想定：30歳男性 勤続：7年（大学卒） 遺族：配偶者1名のみ（扶養親族）

消防職員であった場合

【一時金】

番号	実施主体	項目名	支給額
1	宝塚市	退職手当（※）	2,500,000
2	宝塚市	公務災害等見舞金	18,800,000
3	宝塚市	消防賞じゆつ金	22,400,000
4	地方公務員災害補償基金	遺族特別支給金	3,000,000
5	地方公務員災害補償基金	遺族特別援護金	18,600,000
6	地方公務員災害補償基金	葬祭費（※）	750,000
7	全国消防長会	死亡弔慰金	100,000
合計			66,150,000

【年金】

1	地方公務員災害補償基金	遺族補償年金（※）	2,000,000
2	地方公務員災害補償基金	遺族特別給付金（※）	400,000
年額合計			2,400,000

注：（※）印は算定のためのおよその額です

消防団員であった場合（階級：団員）

【一時金】

番号	実施主体	項目名	支給額
1	宝塚市	退職手当	200,000
2	宝塚市	公務災害等見舞金	18,800,000
3	宝塚市	消防賞じゆつ金	22,400,000
4	消防団員等公務災害補償等共済基金	遺族特別支給金	3,000,000
5	消防団員等公務災害補償等共済基金	遺族特別援護金	18,600,000
6	消防団員等公務災害補償等共済基金	葬祭費	588,510
7	兵庫県消防協会	弔慰金	500,000
合計			64,088,510

【年金】

1	消防団員等公務災害補償等共済基金	遺族補償年金	1,394,900
2	消防団員等公務災害補償等共済基金	遺族特別給付金	279,000
年額合計			1,673,900